

(瑞浪超深地層研究所に係る環境保全協定第2条第4項関係)

環境保全に関する基準書 (平成17年11月16日作成)

1 水質汚濁防止法第3条第1項に関する測定項目等

測定項目		法令に基づく 規制基準	管理目標値	自主測定頻度
水質汚濁 (排水)	水素イオン濃度	5.8~8.6	6.5~8.5	月1回
	浮遊物質	90(日間平均70) mg / 以下	25 mg / 以下	
	カドミウム	0.1 mg / 以下	0.01 mg / 以下	
	全シアン	1 mg / 以下	検出されないこと	
	有機燐化合物	1 mg / 以下	検出されないこと	
	鉛	0.1 mg / 以下	0.01 mg / 以下	
	六価クロム	0.5 mg / 以下	0.05 mg / 以下	
	砒素	0.1 mg / 以下	0.01 mg / 以下	
	総水銀	0.005 mg / 以下	0.0005 mg / 以下	
	アルキル水銀	検出されないこと	検出されないこと	
	PCB	0.003 mg / 以下	検出されないこと	
	トリクロロエチレン	0.3 mg / 以下	0.03 mg / 以下	
	テトラクロロエチレン	0.1 mg / 以下	0.01 mg / 以下	
	四塩化炭素	0.02mg / 以下	0.002mg / 以下	
	ジクロロメタン	0.2 mg / 以下	0.02 mg / 以下	
	1,2-ジクロロエタン	0.04mg / 以下	0.004mg / 以下	
	1,1,1-トリクロロエタン	3mg / 以下	1 mg / 以下	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg / 以下	0.006mg / 以下	
	1,1-ジクロロエチレン	0.2 mg / 以下	0.02 mg / 以下	
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg / 以下	0.04 mg / 以下	
	1,3-ジクロロプロパン	0.02mg / 以下	0.002mg / 以下	
	チウラム	0.06mg / 以下	0.006mg / 以下	
	シマジン	0.03mg / 以下	0.003mg / 以下	
	チオベンカルブ	0.2 mg / 以下	0.02 mg / 以下	
	ベンゼン	0.1 mg / 以下	0.01 mg / 以下	
	セレン	0.1 mg / 以下	0.01 mg / 以下	
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	—————	10 mg / 以下	
ふっ素	8 mg / 以下	0.8 mg / 以下		
ほう素	10 mg / 以下	1 mg / 以下		
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1ℓにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量100mg	—————		

2 環境基本法第16条に関する測定項目等

測定項目		管理目標値	自主測定頻度
水質汚濁 (放流先河川水)	水素イオン濃度	6.5~8.5	月1回
	浮遊物質	25mg / 以下	
	カドミウム	0.01 mg / 以下	
	全シアン	検出されないこと	
	鉛	0.01 mg / 以下	
	六価クロム	0.05 mg / 以下	
	砒素	0.01 mg / 以下	
	総水銀	0.0005 mg / 以下	
	アルキル水銀	検出されないこと	
	P C B	検出されないこと	
	トリクロロエチレン	0.03 mg / 以下	
	テトラクロロエチレン	0.01 mg / 以下	
	四塩化炭素	0.002mg / 以下	
	ジクロロメタン	0.02 mg / 以下	
	1,2-ジクロロエタン	0.004mg / 以下	
	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg / 以下	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg / 以下	
	1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg / 以下	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg / 以下	
	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg / 以下	
	チウラム	0.006mg / 以下	
	シマジン	0.003mg / 以下	
	チオベンカルブ	0.02 mg / 以下	
	ベンゼン	0.01 mg / 以下	
	セレン	0.01 mg / 以下	
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg / 以下	
	ふっ素	0.8 mg / 以下	
	ほう素	1 mg / 以下	

3. その他の測定項目

測定項目	参考値	自主測定頻度	
1. 水質汚濁 (湧水)	カドミウム	0.01 mg / 以下	月1回
	全シアン	検出されないこと	
	鉛	0.01 mg / 以下	
	六価クロム	0.05 mg / 以下	
	砒素	0.01 mg / 以下	
	総水銀	0.0005 mg / 以下	
	アルキル水銀	検出されないこと	
	P C B	検出されないこと	
	トリクロロエチレン	0.03 mg / 以下	
	テトラクロロエチレン	0.01 mg / 以下	
	四塩化炭素	0.002mg / 以下	
	ジクロロメタン	0.02 mg / 以下	
	1,2-ジクロロエタン	0.004mg / 以下	
	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg / 以下	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg / 以下	
	1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg / 以下	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg / 以下	
	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg / 以下	
	チウラム	0.006mg / 以下	
	シマジン	0.003mg / 以下	
	チオベンカルブ	0.02 mg / 以下	
	ベンゼン	0.01 mg / 以下	
	セレン	0.01 mg / 以下	
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg / 以下	
	ふっ素	0.8 mg / 以下	
	ほう素	1 mg / 以下	
水素イオン濃度		濃度推移の確認	
塩化物イオン			
2. 土壌汚染 (掘削土の溶出量)	カドミウム	0.01 mg / 以下	月1回
	全シアン	検出されないこと	
	有機燐	検出されないこと	
	鉛	0.01 mg / 以下	
	六価クロム	0.05 mg / 以下	
	砒素	0.01 mg / 以下	
	総水銀	0.0005 mg / 以下	
	アルキル水銀	検出されないこと	
	P C B	検出されないこと	
	トリクロロエチレン	0.03 mg / 以下	
	テトラクロロエチレン	0.01 mg / 以下	
	四塩化炭素	0.002mg / 以下	
	ジクロロメタン	0.02 mg / 以下	
	1,2-ジクロロエタン	0.004mg / 以下	
	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg / 以下	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg / 以下	
	1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg / 以下	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg / 以下	
	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg / 以下	
	チウラム	0.006mg / 以下	

シマジン	0.003mg / 以下
チオベンカルブ	0.02 mg / 以下
ベンゼン	0.01 mg / 以下
セレン	0.01 mg / 以下
ふっ素	0.8 mg / 以下
ほう素	1 mg / 以下

参考値の取り扱い

1. 湧水の測定結果については、参考値と比較し、排水処理プラントの運転に反映する。
2. 掘削土の溶出量の測定結果については、参考値と比較し、原則として「建設工事で遭遇する地盤汚染対応マニュアル」((独)土木研究所編 平成16年5月)に基づき対応する。